

毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループの設置について（案）

1 概要

毎月勤労統計調査については、これまでに見直しを進めてきたが、引き続き検討すべき課題も残されている。

母集団労働者数の推計精度の向上については、令和3年度から令和5年度に設置していた「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」において議論したところであるが、当該報告書において、母集団労働者数の推計で用いている雇用保険データについては、制度変更をはじめとする政策の影響を受けることで実態との乖離が大きくなる可能性等が指摘されている。直近においても一部の母集団労働者数では、この影響が足下で出始めており、また、第213回通常国会において、雇用保険法等の一部を改正する法律案が可決され、雇用保険の適用拡大がなされることとなり、その影響が母集団労働者数にも影響を与える可能性がある。

このことから、雇用保険データの適用率が母集団労働者数にどの程度寄与しているか検証するとともに、その適用率の適用方法等について専門家の知見等を得てさらに検討を進めるため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を置く。

2 検討内容

現在、産業や規模によらず一定となっている雇用保険データの適用率について、産業、規模別に設定することやその設定方法等について検討する。

3 スケジュール

令和6年度にワーキンググループを置き、その後、2回程度開催し、令和6年度中に検討内容についての結論を得る。

(案)

毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループについて

令和6年 月 日

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

毎月勤労統計調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

【検討中】

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和7年3月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。